

第4号様式(第14条関係)

一般廃棄物収集運搬業許可証

茅ヶ崎市指令第 612 号

平成28年3月18日

神奈川県川崎市川崎区鋼管通二丁目2番2号

日本ダスト 株式会社

代表取締役 吉野 建介 様

茅ヶ崎市長 服部 信明



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の許可を受けた者であることを証します。

許可番号	第42号
許可の年月日	平成28年3月23日
許可の有効期限	平成30年3月22日
事業の範囲	収集・運搬（積替・保管を除く。） 一般廃棄物（ごみ）
許可の条件	(1) 収集・運搬にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）、茅ヶ崎市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成5年茅ヶ崎市条例第1号）及びその他関係法令を遵守して行うこと。 (2) 産業廃棄物または他の市町村から排出された一般廃棄物を茅ヶ崎市の処分施設に持ち込まないこと。

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、茅ヶ崎市長に対して、異議申立てをすることができます。

また、この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の異議申立てをした場合には、当該異議申立てについての決定があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、茅ヶ崎市を被告として（茅ヶ崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。